

荒川大麻生公園 利用料金表(令和3年5月1日から令和8年3月31日に適用)

供用時間 6時から18時(広告物の表示は24時間)

行為許可料金

項	目	単 位		単 価 (税込み額)
物品の販売	公園内	1㎡当たり	1日	33円
興業その他の営業行為	公園内	1㎡当たり	1日	17円
業として行う写真の撮影	公園内	一件	半日	6,600円
			1日	13,200円
業として行う映画等の撮影	公園内	一件	半日	14,900円
			1日	29,800円
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催し	公園内	1㎡当たり	1日	5円
広告物の表示	屋外広告物条例 違反とならないも のに限る	表示面積 1㎡当たり	1日	73円 (但し、A3サイズ以内 は一律33円)

(無料または減免となるケース)

※ 国及び地方公共団体(同等の団体含む)が主催、共催若しくは後援する公益的事業に係る許可については、上記の金額にかかわらず無料とします。

※ 学校教育法の規定による学校(大学、専修学校、各種学校は除く)、児童福祉法にいう保育所の事業に係る許可については上記の金額にかかわらず無料とします。

※ 「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」第3条に規定する者が利用する場合は、同条例施行規則で定める額を減免するものとします。

(割り増しとなるケース)

※ 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額に、それぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とします。

(時間帯・面積・その他の料金等)

※ 利用する時間の「半日」とは、「6時～12時」または「12時～18時」とします。また、「1日」とは、「6時～18時」とします。なお、利用時間の超過の場合は、1時間あたりの額(1日の利用料金/12時間)の金額を加算します。

※ 利用する面積が1㎡未満であるとき、又は、その面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算します。

※ 上記の行為許可のうち「物品の販売及びこれに類する行為」、「興行及びこれに類する行為」及び「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、上記に掲げる金額に利用面積(㎡)を乗じて得た金額とします。

※ 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合及び特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他にそれぞれ実費相当額(人件費を含む)を加えた額とします。

※ 表の行為許可のうち「物品の販売、興業その他の営業行為」、「協議会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行い、かつ、入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの5.5%に相当する額又は50,100円のいずれか高い額とします。

※ 上記に基づいて算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※ 広告物の表示開始後、災害等により公園を立入禁止とした場合など、広告物の表示が無効となる日がある場合には、その日数分、広告物の表示期間を延長するか、利用料金を返金します。

利用料金の納期限

利用料金等の納期限は、事前納付又は利用当日です。ただし、納付が確実に認められるものは請求書払いを認め、発行した日から15日以内とします。

※ 「納付が確実に認められるもの」とは、利用申込の際に請求書払いの申出があり、かつ利用以前に指定管理者と打ち合わせを行い、支払方法及び支払期限について理解し、その遵守を誓約するなど信用に足るもの、とします。